

規制・行政手続上負担と感じていることについて

団体名： 日本税理士会連合会

I. 負担を感じている具体的な規制・行政手続、負担と感じている内容について

No	1. 具体的な規制・行政手続	2. 規制・行政手続の詳細、具体的に負担と感じている内容	根拠法令等
(1) 事業開始時の手続 ①	事業開始届出	国税と地方税の事業開始届出の記載内容はほぼ同一である。記載内容を統一し同時提出ができるようにして欲しい。	
(2) 事業継続時の手続	① 国税関係書類のスキヤナ保存制度	適時性や改ざんの検証のためにスキヤナ等によって保存されたデータにはタイムスタンプを付すことになっているが、コストがかかり過ぎるためタイムスタンプ以外に電子署名による認証を認めて欲しい。	電子帳簿保存法規則 3 ⑤二口
	② 税務調査における事前通知の書面化	税務調査の事前通知は、国税庁の事務運営指針において「電話等により」行うこととされており、電話で行われることが一般的だが、通知事項が多岐にわたることから、納税者及び税理士における聞き取り・メモ等の負担が大きい。	国税通則法 74 の 9、同施行令 30 の 4
	③ 地方税の納税	地方税は、国税のようなダイレクト納付制度等がないため、銀行等の窓口に行かなければならない。	
	④ eLTAX 電子申請 登記供託オンラインシステム	IE 以外のブラウザでの手続きが行えない、あるいは行えないページがある。	
	⑤ ダイレクト納付の 利便性向上	滞納防止・徴税コスト削減のため、ダイレクト納付の普及を推進する必要がある、そのためには、例えば次のような利便性向上を図るべきである。 ① 振込元を複数登録し、納税の都度選択できるようにする。 ② 引落日の指定がある場合に、当日残高不足だったときは、直後の入金により対処できるよう、同日中に再度引落日指図を行う等の対応を行う。	

	⑥	e-Tax と eLTAX の窓口一本化	<p>法定調書について、例えば源泉徴収票と給与支払報告書のように、ほぼ同じ事項が記載された書類を国税当局・地方税当局それぞれに提出しなければならず、煩雑である。e-Tax と eLTAX の窓口を一本化することにより、一度の送信で情報連携が図られるようにすべきである。</p> <p>なお、将来的には両者のシステムを統合することで、納税者・行政双方のコスト削減につながると考える。</p>	
	⑦	地方税分野におけるマイナンバーの統一的な取扱い	<p>地方税分野における個人番号利用事務実施者は、地方公共団体の長となっていることから、地方公共団体ごとにマイナンバーの取扱いが異なる状況を招いており、実務上の混乱が生じている。</p> <p>については、地方公共団体におけるマイナンバーの取扱い（本人確認における告示等）が統一的なものとなるような仕組みを検討すべきである。</p>	
(3) 事業拡大時の手続	①			
	②			
(4) 事業活動終了／承継時の手続	①			
	②			

II. その他、規制・行政手続について負担と感じていることについて

日本税理士会連合会とは

日本税理士会連合会（日税連）は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体です。全国 15 の税理士会で構成されています。

参考条文（税理士法）

（日本税理士会連合会）

第 49 条の 13 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

- 2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士登録に関する事務を行うことを目的とする。
- 3 日本税理士会連合会は、法人とする。
- 4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

日税連の事業

日本税理士会連合会は、会則第 3 条に定める次の事業を行っています。

- (1) 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。
 - (2) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。
 - (3) 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。
 - (4) 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと。
 - (5) 会報を発行すること。
 - (6) 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。
 - (7) 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと。
 - (8) 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと。
 - (9) 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと。
 - (10) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと。
 - (11) その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと。
- 2 本会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する。